

令和5年3月市議会定例会議

総務常任委員会資料

(議案第23号)

1. 福島市職員の修学部分休業に関する条例制定の件 P 2
【人事課】

(議案第24号)

2. 福島市職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件 P 3
【人事課】

(議案第25号)

3. 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を
改正する条例制定の件 P 4
【人事課】

(議案第47号)

4. 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 5
【人事課】

総 務 部

(議案第23号)

福島市職員の修学部分休業に関する条例制定の件

1 条例制定の趣旨 多様な働き方における職員のスキルアップを後押しするための修学に係る部分休業制度を導入する条例を設ける。

2 修学部分休業の概要

(1)制度の概要 職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資するときは、給料を減額して修学のために必要な時間を休業することを、任命権者が承認することができるようにするもの。

(2)取得要件等

- ・対象者 職員(任期付、再任用、会計年度任用職員除く)
- ・対象となる教育施設 大学院、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等
- ・休業期間等 2年以内の期間
1週間の勤務時間の1/2を超えない範囲
15分単位
- ・給与の取扱い 勤務しなかった時間の給料等を減額して支給

3 条例の施行予定日 令和5年 4月 1日施行

(議案第24号)

福島市職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件

1 条例制定の趣旨 大学課程の履修や国際貢献活動への参加等による職員のスキルアップを後押しするための休業制度を導入する条例を設ける。

2 自己啓発等休業の概要

(1)制度の概要 職員が自発的に大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資するときは、給与を無給として自己啓発等のために必要な期間を休業することを、任命権者が承認することができるようにするもの。

(2)取得要件等

- | | |
|--------------|--|
| ・対象者 | 勤続年数2年以上の職員(任期付、再任用、会計年度任用職員除く) |
| ・自己啓発区分と休業期間 | ①大学院、大学等の課程の履修 (2年以内の休業)
②国際貢献活動(JICA海外派遣)等 (3年以内の休業) |
| ・給与の取扱い | 休業期間は給与を支給しない |

3 条例の施行予定日 令和5年 4月 1日施行

【令和5年3月市議会定例会議 提出議案説明資料】

(議案第25号)

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨 職員の定年引上げにかかる退職手当の取扱いについて、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

当面の間、定年引上げにより60歳を超えて退職する職員の退職手当について、福島県に準拠し、特例措置を設けるため、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、福島市職員の退職手当に関する条例について一部改正を行うもの。

(1)定年引上げに伴う退職手当の特例措置

- ① 60歳を超えた実際の退職時の算定による退職手当額
- ② 60歳で退職するものとして算定した退職手当額

⇒ ② > ①となる場合は、②の額を支給

(2) ② > ①となる場合

60歳前に給料月額の高い時点があり、かつ、その時点で勤続35年未満の場合

3 条例の施行予定日 令和5年4月1日から施行

【令和5年3月定例会議 提出議案説明資料】

(議案第47号)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨 市長及び教育長の給料を減額するため、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1)改正の理由

昨年、和解が成立した市立小学校で発生したいじめ重大事案に対して、組織的な対応が不十分であったことから、市長及び教育長の給料の10分の1を1か月減額とする。

(2)改正の内容

	現行の給料	減額率	減 額	令和5年4月の給料
市 長	1,047,600	△ 10%	(△ 104,700)	942,900
教育長	783,300		(△ 78,300)	705,000

※100円未満切り捨て

3 条例の施行予定日 令和5年4月1日から施行